

## 第23期第4回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日時 令和7年10月21日（火） 14：00～

2 場所 漁業調整委員会室（福岡県庁4階）

### 3 議題

（1）小型いかつり漁業の許可方針の改正について（諮問）

資料1

（2）筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について

（諮問）

資料2

（3）潜水器漁業の許可方針の改正について（協議）

資料3

（4）くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

資料4

（5）その他

資料 1

(23期4回筑前漁調委)

(令和7年10月21日)

7漁管第1547号

令和7年10月16日

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



小型いかつり漁業許可方針の改正について（諮問）

のことについて、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、小型いかつり漁業の許可を受けようとする船舶等の基準を改正したいので、貴委員会の意見を求める。



## 小型いかつり漁業許可方針（案）

### 1 制限措置に関する事項

#### （1）許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限		住所要件
県内	<del>154157</del>		筑前海沿岸市町
県外	長崎県	当該年から起算して過去5年間の平均許可隻数の範囲内とする。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可するものとする。

#### （2）船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

#### （3）操業区域

筑前海区海面

#### （4）漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

### 2 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

### 3 条件

#### （1）次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の（ア）から（エ）までを順次に結んだ直線より南側の区域。

（ア）古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点）

（イ）アから真方位287度10分、3,120メートルの点（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点）

（ウ）イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台（宗像市）から真方位318度、2,000メートルの点と臼島灯標（佐賀県唐津市）を

## 結ぶ線との交点

### (エ) 白島灯標

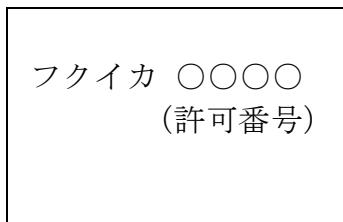
- イ 筑共第7号共同漁業権漁場内（小呂島周辺）
- ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内（相島周辺）
- エ 筑共第11号共同漁業権漁場内（栗ノ上礁周辺）
- オ 筑共第2号共同漁業権漁場内（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会（以下「釣協」という。）に所属しない漁業者のみ適用）
- カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7,500m以内の海域。  
(筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用)

### (2) 電気設備の制限

- ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。
- イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内）。

### (3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。



地の色：黄色  
文字及び数字：黒色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。  
なお、その太さは2センチメートル以上とする。

- (4) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。
- (5) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。
  - (i) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域  
4月1日から9月30日の期間
  - (ii) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以東の海域  
5月1日から10月31日の期間

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A線 基点第27号から真方位347度の線

B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖の島東端を結ぶ線

#### 4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港（主港・従港）を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

#### 5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書（別紙様式1）
- (3) 漁船原簿謄本（県外漁業者のみ）
- (4) 誓約書（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）（別紙様式2）
- (5) 設備状況調査表（別紙様式3）
- (6) ソケット設備確認証明書（別紙様式4）
- (7) 陸揚港承認証の写し（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）

#### 6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

#### 附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

#### 附 則

この許可方針は令和3年12月14日から施行する。

（許可する船舶等の数の上限の見直し（県内、長崎県）、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定）

#### 附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和5年7月20日から施行する。

#### 附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(4)(5)追加）は令和5年12月14日から施行する。県内については令和7年12月31日、県外（長崎県、佐賀県）にあっては令和5年12月14日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

#### 附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年1月17日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年7月16日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年10月15日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和7年7月22日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和7年10月　　日から施行する。

令和7年 9月 22日

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

課長 尾田 成幸 様

宗像漁業協同組合

代表理事組合長 八尋 時男



小型いかつり漁業の新規許可について（要望）

平素より、当漁協へのご指導ご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、小型いかつり漁業は近年安定した漁業収入を目的として当組合でも多数の組合員が操業しています。また、刺し網や籠等の許可漁業と比べて必要資材が少なく、新規でも比較的操業しやすい漁業と認識しています。

そのため、今年度から新たに着業によりヤリイカ等の漁獲を目的とした小型いかつり漁業許可を要望する声が上がっています。

つきましては、県内小型いかつり漁業の新規許可につきまして、何卒ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

記

新たに小型いかつり漁業許可を要望するもの 3名



令和7年9月 24日

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

課長 尾田 成幸 様

遠賀漁業協同組合

代表理事組合長 山形 隆幸



小型いかつり漁業の新規許可について（要望）

平素より、当漁協へのご指導ご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、小型いかつり漁業は近年安定した漁業収入を目的として当組合でも多数の組合員が操業しています。新たに漁業許可を要望する組合員2名は、親、祖父の船で共に操業していますが、今では一人で操業できるようになっております。また、刺し網や籠等の許可漁業と比べて必要資材が少なく、新規でも比較的操業しやすい漁業と認識しています。

そのため、今年度新たに漁業者よりヤリイカ等の安定した水揚げ、低迷している漁獲高の回復を目的とし小型いかつり漁業許可を要望する声が上がっています。

つきましては、県内小型いかつり漁業の新規許可につきまして、何卒ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

記

新たに小型いかつり漁業許可を要望するもの 2名



資料 2  
(23期4回筑前漁調委)  
(令和7年10月21日)

7漁管第1551号  
令和7年10月16日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等  
について (諮問)

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）  
第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」という。）  
第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」と  
いう。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請  
すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に  
に基づき、貴委員会の意見を求める。



1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	雑魚固定式刺し網	筑前海区 海面	1月1日から 6月30日まで	—	—	2	・遠賀郡芦屋町、北九州市若松区に住所を有する者 ・ぶり囲い刺し網漁業の許可を所有していない者
小型いかつり漁業	小型いかつり	筑前海区 海面	4月1日から 翌年3月31日まで	—	5トン以上20トン未満	5	・筑前海沿岸市町に住所を有する者
かご漁業	いかかご	筑前海区 海面	2月5日から 7月31日まで	—	—	2	・宗像市、遠賀郡、北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畠区に住所を有する者
たこつぼ漁業	たこつぼ	筑前海区 海面	1月1日から 12月31日まで	—	—	1	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、糟屋郡新宮町大字相島に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年11月1日から令和7年11月30日まで

## 潜水器漁業許可方針（案）

資料 3

（23期4回筑前漁業委）

（令和7年10月21日）

### 1 制限措置に関する事項

#### （1）許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対して行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
北九州地区 (旧脇之浦)	19	北九州市若松区
北九州地区 (旧平松)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧長浜)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧若松（旧戸畠含む）)	2	北九州市若松区
北九州地区 (旧大里)	3	北九州市門司区
北九州地区 (旧旧門司)	2	北九州市門司区
ひびき灘地区 (旧藍島)	34	北九州市小倉北区
ひびき灘地区 (旧岩屋（組合自営）)	2	北九州市若松区
ひびき灘地区 (旧脇田（組合自営）)	2	北九州市若松区
糸島地区 (旧野北（組合自営）)	2	糸島市

#### （2）操業区域

筑前海区海面

#### （3）漁業時期

別表のとおり

#### （4）漁業を営む者の資格

- 当該地区漁業権管理委員会の同意のある者
- 潜水夫は、申請者本人又は同一家族の者若しくは同一漁業協同組合員で、潜水士免許の資格を有する者

2 潜水夫の人数制限（組合経営の場合は適用しない。）  
許可船1隻当たりの潜水夫の人数は最高2名までとする。

3 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

4 条件

別表のとおり

5 申請書の添付書類等

（1）個人経営の場合

- ① 申請一覧表
- ② 従事者名簿（様式1）
- ③ 本人及び従事者全員の住民票
- ④ 潜水夫の写真2枚（上半身 縦35mm、横25mm）
- ⑤ 潜水士免許保有の証明（免許証の写し）

※なお、令和2年1月30日現在において当該許可を受けている者のうち、潜水夫が潜水士免許を有しない場合は、⑤に替えて次の書類の提出でよいこととするが、当該取り扱いはその許可名義人1代限りとする。

- ・潜水士免許試験受験準備講習会の受講修了証の写し
- ・潜水作業（縄取り）特別講習会の受講修了証の写し

⑥ 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

（2）漁業協同組合経営の場合

上記（1）の他、次に掲げる書類を提出すること

- ⑦ 漁業協同組合の定款
- ⑧ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面

6 新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する措置

新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する許可については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

7 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、別途示す様式により毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年1月2日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年9月29日から施行する。

（別表の条件のうち、藍島支所、長浜支所の区域拡大、筑共第16, 19, 20号関係漁協・支所の区域表記変更、除外区域の包含）

#### 附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件「あわび採捕禁止期間」、「なまこ採捕禁止期間」追加）は令和5年12月14日から施行する。ただし、北九州地区（旧脇之浦）、北九州地区（旧若松（旧戸畠含む））、北九州地区（旧平松）及び北九州地区（旧長浜）については令和8年7月31日、ひびき灘地区（旧藍島）については令和8年9月20日、北九州地区（旧大里）、北九州地区（旧旧門司）及びひびき灘地区（旧脇田（組合自営））は令和5年12月14日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

#### 附 則

この許可方針は令和7年10月 日から施行する。

（別表条件のうち、北九州地区（旧脇之浦）及び北九州地区（旧若松（旧戸畠を含む））の操業区域の追加）

(様式1)

### 従事者名簿

氏名	年齢	住所	仕事分担	経験年数	潜水士免許の有無	申請者との関係

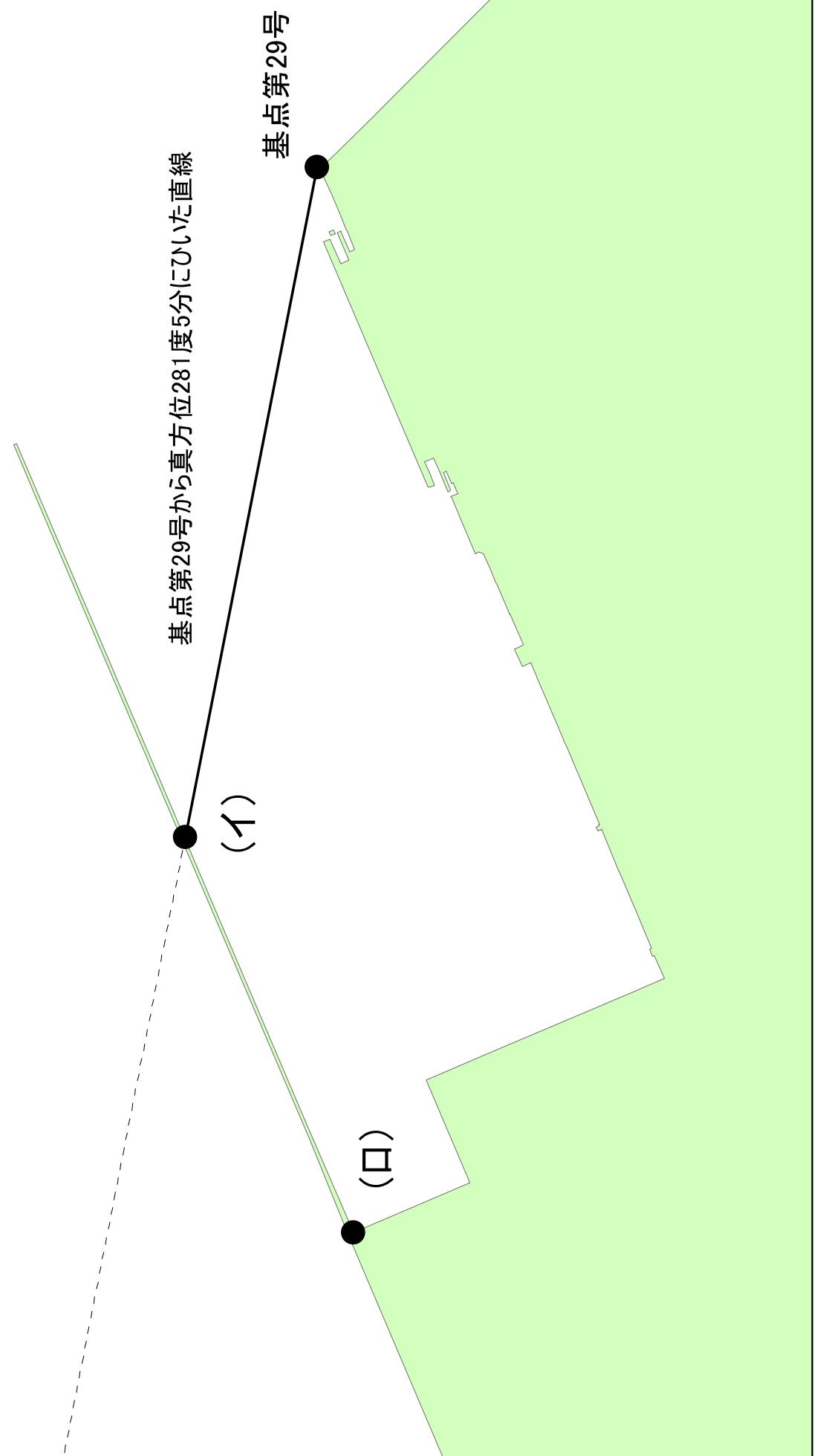
別表 漁業時期及び条件

新旧対照表

新			旧			
区域名	漁業時期	条件	区域名	漁業時期	条件	
北九州地区(旧脇之浦)	周年	1 次に掲げる(1)～(4)の海域(筑共第16, 17, 20号共同漁業権及び除外区域)のうち、北九州市漁業協同組合脇之浦地区の管理区域以外の海域において操業してはならない。 (1)～(3) (略) (4) 安瀬泊地内漁場 次の基点第29号、(1)、(2)の各点を順次に結んだ直線及び、(2)と基点第29号間の最大時高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 (1) 基点第29号から新方位281度5分に引いた直線と安瀬泊地防波堤南側縁の交点 (2) 北九州市若松区響町安瀬泊地内のコンクリート岸壁北西角 2～7 (略)	北九州地区(旧脇之浦)	周年	1 次に掲げる(1)～(3)の海域(筑共第16, 17, 20号共同漁業権及び除外区域)のうち、北九州市漁業協同組合脇之浦地区の管理区域以外の海域において操業してはならない。 (1)～(3) (略) (新設)	1 次に掲げる(1)～(3)の海域(筑共第16, 17, 20号共同漁業権及び除外区域)のうち、北九州市漁業協同組合脇之浦地区の管理区域以外の海域において操業してはならない。
北九州地区	周年 (旧若松 (旧戸畠含)	1 次に掲げる(1)～(2)以外の海域において操業してはならない。 (1) 安瀬泊地北側漁場	北九州地区 (旧若松 (旧戸畠	周年	1 次の(1)、(2)、(3)の各点を順次に結んだ直線と、安瀬泊地防波堤によって囲まれた海域以外においては操業してはならない。	

む) )	<p>次の(イ)、(ロ)、(ハ)の各点を順次に結んだ直線と、安瀬泊地防波堤によって囲まれた海域。</p> <p>基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸 東北角</p> <p>(イ)北九州市若松区響町安瀬泊地内のコントクト岸壁北西角の地点から、安瀬泊地防波堤南側縁沿いに東方向39.6メートルの地点。</p> <p>(ロ)基点第29号から真方位281度5分にひいた直線と、(イ)の点から藍島(北九州市小倉北区)古敷岩頂上を見通す線との交点。</p> <p>(ハ)基点第29号から真方位281度5分にひいた直線と、若松区安瀬泊地防波堤北側縁の交点。</p>	<p>基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸 東北角</p> <p>(イ)北九州市若松区響町安瀬泊地内のコントクト岸壁北西角の地点から、安瀬泊地防波堤南側縁沿いに東方向39.6メートルの地点。</p> <p>(ロ)基点第29号から真方位281度5分にひいた直線と、(イ)の点から藍島(北九州市小倉北区)古敷岩頂上を見通す線との交点。</p> <p>(ハ)基点第29号から真方位281度5分にひいた直線と、若松区安瀬泊地防波堤北側縁の交点。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)筑共第21号共同漁業権漁場 筑共第21号共同漁業権漁場のうち、若松航路西側の若松区浜町1丁目から若松区響町1丁目にかけての東側海岸に面する海域(ただし、除外区域を除く)。</p>	<p>2～7 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
------	--	--	-------------------------------

潜水器漁業操業区域参考図(安瀬泊地内漁場)



## 潜水器漁業操業区域参考図(筑共第21号共同漁業権漁場)

凡例

- 共同漁業権
- ▨ 共同漁業権除外区域
- 操業区域

令和7年10月 1日

水産局漁業管理課  
課長 尾田 成幸 殿

北九州市漁業協同組合  
代表理事組合長 長村 秀男

潜水器漁業許可の操業区域拡大について（要望）



平素より、当漁協へのご指導、ご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、潜水器漁業は、ごち網や小型イカ釣り等の他許可漁業と比べて、燃料代が少なく済む沿岸域での操業が主であり、安定した漁業収入を目的として、当漁協でも多数の組合員が操業しております。

今般、現在の操業区域外において、大型のなまこが多く散見される海域や、かごや刺し網漁業でなまこが多く混獲される場合があり、これらを潜水器漁業で漁獲できれば、資源の有効活用が図られ、漁業収入の向上に寄与できると考えております。

つきましては、下記のとおり、潜水器漁業許可の操業区域を拡大していただきますようお願い申し上げます。

#### 記

条件の操業区域に以下の区域を追加

（3）北九州市地区（旧脇之浦地区）：安瀬泊地内漁場

（4）北九州市地区（旧若松（旧戸畠含む））：筑共第21号共同漁業権漁場

※筑共第21号共同漁業権漁場のうち、若松航路西側の若松区浜町1丁目から若松区響町1丁目にかけての東側海岸に面する海域（ただし、除外区域を除く）。



以上

## くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

### 背景

令和7年2月28日付で筑前海区漁業調整委員会から適当である旨の答申をいたしました、「特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱」に基づき、令和7管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について報告するもの。

### 変更内容

#### 徳島県大型魚と本県小型魚の交換（令和7年8月1日告示）

- 令和7年6月からくろまぐろ（大型魚）の漁獲が急激に積み上がり、4～9月の目安である38トンを超えたため、漁業者間の自主的な取り組みにより採捕を停止。
- 令和7年6月23日にクロマグロ部会から「小型魚と大型魚の交換を実施し、増枠した分の大型魚を採捕したい」との要望あり。
- このため、他県との融通調整を行い、徳島県大型魚の枠と本県小型魚の枠で3トンの交換が整ったため、知事管理漁獲可能量の変更を行ったもの。

#### 福岡県知事管理漁獲可能量

	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	24.1トン	21.1トン
くろまぐろ（大型魚）	47.5トン	50.5トン